役員等の報酬等の支給の基準

（目的）

第１条　この規程は，学校法人好文学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第５１条の規定に基づき，役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において，次の各号に掲げる用語の定義は，当該各号に定めるところによる。

(1) 役員等とは，理事、監事及び評議員をいう。

(2) 常勤の役員等とは，法人において勤務することが常態である者をいう。

(3) 非常勤の役員等とは，常勤の役員等以外の者をいう。

(4) 役員等の報酬等とは，報酬，賞与，退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって，その名称の如何を問わない。この役員等の報酬等には，職員給与規程に基づくものを含まない。

(5) 費用とは，役員等としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費，宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

（報酬等の支給）

第３条　役員等に対しては，報酬等を支給しない。

（費用）

第４条　役員等が職務の執行にあたって旅費を要する場合は、その実費を支給する。

２　役員等が職務の執行にあたって旅費以外の費用を要する場合は，当該費用を支給する。

（出席日当等）

第５条　非常勤役員等が理事会に出席したときは、別表１に定める日当（出席日当）を費用弁償として支払うことができる。

（補則）

第６条　この規程の実施に関し必要な事項は，理事長が理事会の議決を経て，別に定める。

（改廃）

第７条　この規程の改廃は，評議員会の意見を聴いた上で，理事会の議決により行う。

附則　この規程は、令和２年４月１日より施行する。

この規程は、令和５年１０月１日より一部改定実施する。
この規定は、令和７年４月１日より一部改訂実施する。
この規定は、令和７年１２月３日より一部改訂実施する。

（別表１）出席日当

名　称	日　当（日額）
理事、監事及び評議員（非常勤）	２０，０００円以内